

# 病院だより

## インプラント治療

市民病院管理課  
☎43-2511(代表)

歯は健康の基本です

歯がないこ

とは昔から多くの方の悩みでした。物がうまくかめないことによつて、食べ物の種類が制限され、健康にも影響を及ぼします。



今までは、虫歯や歯周病などで歯がなくなつた部分に、入れ歯を作ることが一般的でした。最近はいれ歯にかわる新しい治療としてインプラント治療を希望する患者さんが増えてきています。

### インプラント治療

インプラントとはチタン製のスクリュー(ねじ)をあごの骨の中に植えて、これを土台にして歯をつくる治療法です。入れ歯のようにつけたりはずしたりする必要がなく、口の中につけたままとなります。これにより患者さんはもう一度、歯が生えた状態に近い感覚で食事をすることができます。

インプラントの欠点としては費用がすべて自己負担(保険診療ではありません)であることや、完成までに一定の期間を要することなどがありますが、入れ歯の不具合などで、大変困っている方にはよい治療法です。

手術が必要になりますが、一般の歯科医院でも行っていますので、ご相談ください。

歯科口腔外科医長

夫才成



### 自己負担限度額の早見表

#### 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額	
	3回目まで	4回目以降(1)
総所得金額が600万円を超える世帯	150,000円(2)	83,400円
一般世帯	80,100円(3)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- (1)過去12か月間で高額療養費を4回以上支給があった場合。
- (2)支払った医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を150,000円に加算した額が自己負担限度額です。
- (3)払った医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を80,100円に加算した額が自己負担限度額です。

#### 70歳以上の方

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来と入院(世帯ごと)
課税所得が145万円以上の方	44,400円	80,100円(4)
一般世帯	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	(5) 8,000円	24,600円
		(6) 15,000円

- (4)支払った医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を80,100円に加算した額が自己負担限度額です。
- (5)住民税非課税の方
- (6)住民税非課税で所得から必要経費・控除を引くと0になる方

# 国保ガイド

10月1日から自己負担限度額が変わります

左表参照

持ち物 申請書、医療費の領収書(コピー不可)、認め印、保険証、振込先が分かるもの

申請場所 市役所1階市民課国保年金係・支所1階市民サービス課窓口係

☎市民課国保年金係 ☎443113

市民サービス課窓口係 ☎239212